

令和 7 年 4 月 7 日

関 係 各 位

財務部契約課長

準市内業者の制限付き一般競争入札における令和 7 年度入札参加資格要件の認定について

佐世保市内に支店・営業所等を有する業者、いわゆる準市内業者の制限付き一般競争入札への令和 7 年度入札参加資格要件について、次のとおり取り扱うこととします。

つきましては、対象工事の入札に参加を希望される準市内業者におかれましては、下記【条件】をすべて満たしているか事前に確認し、認定しますので、次の要領で書類のご提出をお願いいたします。

なお、資格要件の確認は、申請日時点を基準とします。

1 入札参加資格要件

入札参加資格要件（以下「資格要件」という。）は、次の【条件】のとおりです。この【条件】をすべて満たす業者を「認定準市内業者」とします。

【条件】

- ① 市内支店・営業所等の職員数が土木工事にあつては 30 人以上、建築工事及びその他の工事にあつては 20 人以上であり、そのうち半数以上が市内に在住していること。
- ② 市内支店・営業所等において、契約締結権を有すること。
- ③ 市内支店・営業所等に、土木工事にあつては土木工事業に係る監理技術者の資格を有する者が 5 人以上、建築工事及びその他の工事にあつては当該工事業に係る監理技術者の資格を有する者が 3 人以上勤務していること。
- ④ 市内支店・営業所等を市内に開設後継続して 20 年以上経過し、かつ本市に登録している支店・営業所等の所在地の事務所について、土地及び建物の不動産を所有していること。ただし、合併地域の当該支店・営業所等については、合併前の開設期間も含めるものとする。
- ⑤ 佐世保市において、一定の地域貢献が認められる者。
 - ※ 一定の地域貢献については、次に示す基準のうち、いずれかを満たしていることとする。
 - a. 本市の主観点の対象となる大規模災害発生時における支援活動及び緊急給水業務の支援に関する各協定を佐世保市と締結し、かつ災害訓練を毎年実施する団体に所属していること。
 - b. 市内支店・営業所等の職員数が土木工事にあつては 60 人以上、建築工事及びその他の工事にあつては 40 人以上であり、そのうち半数が市内に在住していること。

2 認定準市内業者の入札参加可能対象工事（以下「対象工事」という。）

認定準市内業者が入札に参加できる対象工事は、制限付き一般競争入札のうち、設計金額が 4 億円以上の工事とします（別表参照）。

3 提出書類

- (1) 準市内業者の入札参加資格要件認定に係る申請書（別紙様式）

(2) 当該営業所の従業員、地元（市民）雇用を証する書類

- ・ 従業員一覧表（別紙様式）
- ・ 健康保険証（有効期限内のもの）、雇用保険の「事務所別被保険者台帳照会」の写し又は同等の書類（雇用関係が確認できるもの）
- ・ 住民票の写し（市内在住者分）

※ 令和7年4月1日以降に発行されたものを提出してください。

(3) 監理技術者の在籍を証する書類

- ・ 監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の写し

※ 申請希望工種に係る資格者数を充足するもの

(4) 当該営業所の営業活動を証する書類

- ・ 当該営業所の開設時期を確認できる登記簿等の写し又は同等の書類
- ・ 営業所の写真
- ・ 当該営業所の土地及び建物の所有を確認できる登記簿等の写し又は同等の書類

(5) 防災協定等を証する書類

- ・ 防災協定等に関する証明書（【条件】⑤aに該当する場合のみ）

4 提出期間

令和7年4月7日以降 随時受付

5 提出方法及び提出先

(1) 提出方法 : 持参又は郵送

(2) 提出先 : 佐世保市八幡町1番10号 佐世保市役所 財務部契約課
(持参の場合) 開庁日の8:30~16:00

6 認定の可否の通知及び認定書の有効期間

提出書類の確認後、認定の可否について申請者に対して通知するものとし、すべての資格要件を満たしている業者に対しては、認定書を交付します。

なお、この認定書は交付日から令和8年3月31日まで有効とします。

7 その他

- (1) 認定有効期間中、資格要件を満たさなくなった場合はその旨を申し出ることとし、その事実を確認したのち、認定の取消通知を行うものとします。また、当該業者はその通知日以降に公告される入札には参加できないものとします。
- (2) 虚偽の申請を行った業者又は資格要件を満たさなくなった旨の申出を行わなかった業者については、指名停止の措置を講ずるものとします。

(問合せ先)

佐世保市財務部契約課 担当：原田

TEL：0956-24-1111（内線 3207）